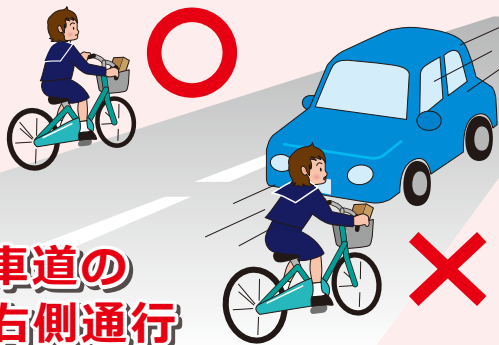


自転車は、道路交通法上「軽車両」であり、自動車やバイクと同じく「車両」と規定されています。

自転車は車道の左側を通行します。(道路交通法で定められています)



### 車道の右側通行

罰則 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

次の場合は、自転車で歩道を通行することができます。

- ①歩道通行可を示す標識や標示があるとき
- ②・13歳未満の子ども  
・70歳以上の高齢者  
・法令で定める身体障害者
- ③車道を安全に通行することができないとき  
道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いときなど

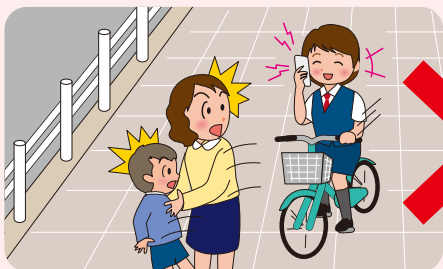


「歩道通行可」を示す標識(左)、道路標示(右)

歩道を通行できる場合でも、守るべき交通ルールがあります。

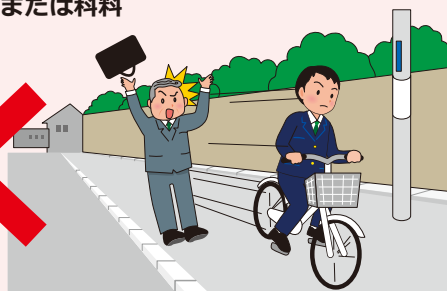
### 歩行者の妨害

罰則 2万円以下の罰金または料料



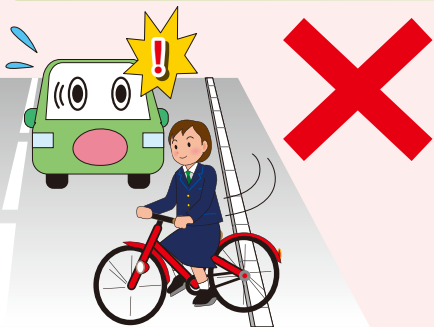
歩行者の通行を妨げてはいけません。

### 歩道の高速走行



歩道では「徐行」が原則です。

進路変更するときは必ず周りの安全を確認しましょう。



### 急な進路変更

罰則 5万円以下の罰金

急に進路を変更すると、後ろの車に急ブレーキや急ハンドルを強いることになり、対向車線に飛び出すなどして、車や歩行者を巻き込んだ事故が起きかねません。また、歩道から車道への急な乗り入れもとても危険です。まずは後方など、周りの安全を確認してから、慎重に進路を変更しましょう。

交差点では特に慎重に運転しましょう。

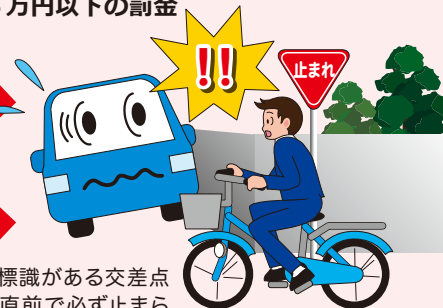
### 信号無視

罰則 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金



### 一時不停止

一時停止の標識がある交差点では停止線の直前で必ず止まらなければいけません。

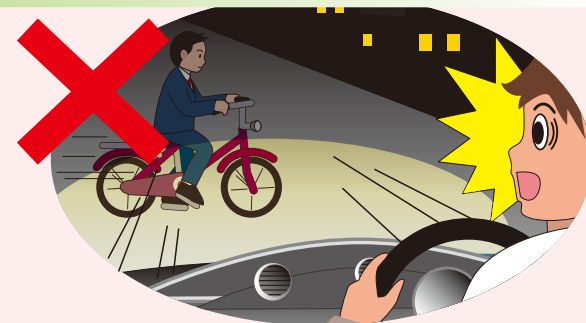


周りに存在を知らせることが事故防止につながります。

### 無灯火運転

罰則 5万円以下の罰金

夜間は前照灯などをつけなければなりません。夜間以外でも、暗い場所を通行するときも同様です。

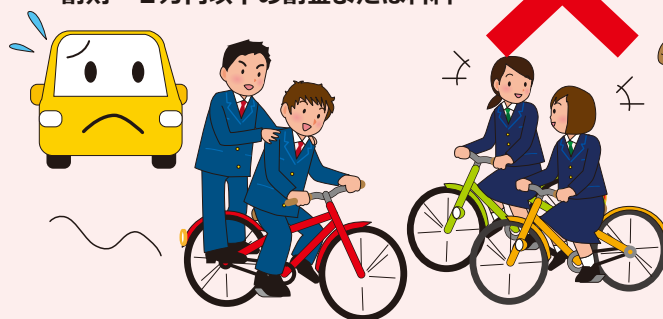


こんな乗り方では運転に集中できません。

これらはすべて交通違反です。いずれも大きな事故につながる恐れのある大変危険な乗り方なので、絶対にやめましょう。

### 三人乗り・並進

罰則 2万円以下の罰金または料料



### 傘差し運転

罰則 5万円以下の罰金

